

# **被災者支援制度**

**(災害救助法の適用を受けない)**

**鹿沼市**

**令和6年9月6日現在**

# 目次

種別

活用できる支援制度

各種相談に関すること

市民生活相談	… 4
納税相談	… 4
健康相談	… 4

り災証明書及び被災証明書に関すること

り災証明書の発行	… 4
被災証明書の発行	… 5

各種給付や貸付等に関すること

災害見舞金	… 5
生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護資金))	… 6
市制度融資災害対応資金	… 7
被災施設等復旧支援事業補助金	… 7

各種減免等に関すること

地方税の特別措置	… 8
公共料金・使用料等の特別措置	… 8
障害福祉サービス等の利用者負担の減免	… 8
児童扶養手当等の特別措置	… 9

児童・生徒・幼児の支援に関すること

特別支援学校等への就学奨励事業	… 9
小・中学校の就学援助措置	… 9
緊急保育の実施	… 9

# 目次

種別

活用できる支援制度

住宅等に関すること

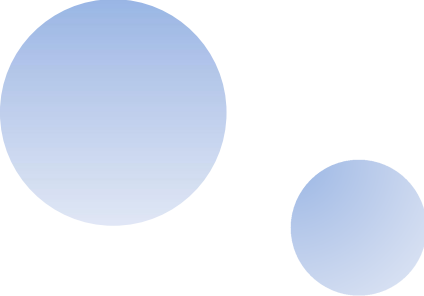
- 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費)) …10
- 市営住宅緊急入居 …10
- 鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金 …10
- 住宅危険度に関する相談 …11
- 仮設建築物に対する制限の緩和 …11

生活サービス等に関する  
こと

- 日赤救援物資の配布 …11
- 浸水家屋の消毒 …11
- ボランティア袋等の無償配布 …12
- 特定家電リサイクル料金の市費負担 …12
- 災害ごみの受入れ及び回収 …12
- 宅地内土砂回収 …12
- 災害ボランティアの派遣 …13
- 高齢者福祉センター利用料の免除 …13
- 前日光つつじの湯交流館の利用料の免除 …13
- スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ  
利用料の免除(温泉施設) …13

農業関係に関すること

- 多面的機能支払交付金事業 …14
- 農業災害復旧事業(土地改良施設) …14
- 農業災害復旧事業(農地) …14
- 市単独農業災害復旧事業 …14
- 市単独原材料支給事業 …14



災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の皆さんが助け合い、取り組んでいくことも大切です。

市では、被災者の生活再建への取組を支援するため、各種の支援制度を用意しています。

このパンフレットは、皆さんが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、本市の支援制度をまとめたものとなります。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災・減災対策に取り組んでいただければと思います。

## 各種相談に関すること

制度の名称	<b>市民生活相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●日常生活及び災害に関する困りごと、心配事相談窓口を開設します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	生活課 0289-63-2122 本庁2階

制度の名称	<b>納税相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●災害被害により、市税等の納付が困難な方の相談窓口を開設します。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	納税課 0289-63-2114 本庁2階

制度の名称	<b>健康相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●被災された方の健康相談を行います。 (健康課での来庁相談、家庭訪問による相談に応じます。)
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	健康課 0289-63-8312 本庁2階

## り災証明書及び被災証明書に関すること

制度の名称	<b>り災証明書の発行</b>
支援の種類	証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●損害のあった住家※1について、り災証明書を発行します。</li> <li>●次のものをご持参ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況の分かる写真(自己判定方式※2の場合、必須)</li> <li>・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)</li> </ul> </li> <li>※1 「住家」とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していること)のために使用している建物のことをいいます。</li> <li>※2 自己判定方式の場合、実地調査を省略し、持参いただいた写真で被害判定を行います。この場合、被害の状況が確認されたときは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害判定になります。なお、住家の床下浸水の場合、原則、自己判定方式によりり災証明書を交付します。</li> <li>●申請期間 災害発生日から、原則6か月以内としています。</li> </ul>
活用できる方	●被害を受けた住家の所有者又は居住者
お問い合わせ	税務課 0289-63-2112 本庁2階

被災証明書・被災(届出)証明書の発行の発行	
制度の名称	被災証明書の発行
支援の種類	証明書の発行
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●り災証明書の発行ができない次のもの等について、被災した事実を証明する被災証明書を発行します。</li> <li>・納屋、工場等の住家以外の建物、塀、カーポート、敷地内への土砂流入、浸水による機器の破損等</li> <li>●次のものをご持参ください。</li> <li>・被災状況の分かる写真(車両の場合は、ナンバープレートの確認ができるもの)</li> <li>・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)</li> <li>●申請期間 災害発生日から、原則6か月以内としています。</li> <li>※災害対策本部が設置されていない災害の場合は、被災(届出)証明書(期限なし)の発行となります。</li> </ul>
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	納税課 0289-63-2116 本庁2階

## 各種給付や貸付等に関すること

災害見舞金	
制度の名称	災害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により住家に重大な被害を受けた方に、被害状況に応じて1世帯当たり1万円から30万円までの見舞金を支給します。</li> <li>※り災証明書を発行された方は、市から手続きをお知らせします。</li> </ul>
活用できる方	●災害により住家に重大な被害を受けた方(全壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水等)
お問い合わせ	厚生課 0289-63-2257 本庁1階

<b>制度の名称</b>	<b>生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護資金))</b>																
<b>支援の種類</b>	貸付(融資)																
<b>制度の内容</b>	<p>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</p> <p>●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。</p> <p>■緊急小口資金</p> <table border="1" data-bbox="307 523 1310 736"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> <p>■福祉費(災害援護資金)</p> <table border="1" data-bbox="307 782 1310 1045"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円(目安)</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内(目安)</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</p> <p>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、鹿沼市社会福祉協議会にご相談ください。</p>	貸付限度額	10万円以内	貸付利子	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
貸付限度額	10万円以内																
貸付利子	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円(目安)																
貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)																
<b>活用できる方</b>	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は対象外</p>																
<b>お問い合わせ</b>	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1																

制度の名称	市制度融資災害対応資金										
支援の種類	融資										
制度の内容	<p>●緊急経営対策特別資金を融資します。</p> <table border="1"> <tr> <td>使 途</td> <td>設備・運転資金</td> </tr> <tr> <td>限 度 額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>融 資 期 間</td> <td>8年(うち据置2年以内)</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td>3年以内1.4% 5年以内1.5% 8年以内1.6%</td> </tr> <tr> <td>保 証 料</td> <td>全額補助</td> </tr> </table>	使 途	設備・運転資金	限 度 額	3,000万円	融 資 期 間	8年(うち据置2年以内)	利 率	3年以内1.4% 5年以内1.5% 8年以内1.6%	保 証 料	全額補助
使 途	設備・運転資金										
限 度 額	3,000万円										
融 資 期 間	8年(うち据置2年以内)										
利 率	3年以内1.4% 5年以内1.5% 8年以内1.6%										
保 証 料	全額補助										
活用できる方	●市内で同一事業を1年以上営む中小企業者で、被災された方で、市が発行するり災証明書又は被災証明書を持参できる方										
お問い合わせ	産業振興課 0289-63-2182 本庁5階										

制度の名称	被災施設等復旧支援事業補助金
支援の種類	補助
制度の内容	●中小企業者(商工業)が、市の制度融資「緊急経営対策特別資金・被災要件」又は栃木県制度融資「経営安定資金(事業活動継続融資)・罹災要件」を利用して、融資を受けた場合、借入後1年間の返済利子相当額分(上限50万円)を補助します。
活用できる方	●被災された中小企業者(商工業)でり災証明書又は被災証明書の発行を受けた企業者
お問い合わせ	産業振興課 0289-63-2182 本庁5階



# 各種減免等に関すること

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。</li> <li>●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</li> <li>●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(市県民税、固定資産税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ※詳細については税務課又は納税課にご相談ください。</li> </ul>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	税務課 0289-63-2112(市県民税)、0289-63-2113(固定資産税) 本庁2階 納税課 0289-63-2114 本庁2階

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予(延長・金利の引き下げ含む)
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、県や本市が所管する公共料金や手数料等が軽減・免除される場合があります。
活用できる方	●対象者については、お問い合わせ先にご確認ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理手数料、し尿、浄化槽汚泥処理手数料等について 資源循環課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階</li> <li>●水道料金の減免について 企業経営課(料金係) 0289-65-3697 上下水道部1階</li> <li>●下水道使用料の減免について 企業経営課(料金係) 0289-65-3697 上下水道部1階</li> </ul>

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、お問い合わせ先にご確認ください。
お問い合わせ	障がい福祉課 0289-63-2176 本庁1階

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する、児童扶養手当及び特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●児童扶養手当受給者世帯、障がい者・児のいる世帯
お問い合わせ	児童扶養手当 子育て支援課 0289-63-2172 本庁2階 その他 障がい福祉課 0289-63-2176 本庁1階

## 児童・生徒・幼児の支援に関すること

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	学校教育課 0289-63-2239 市民情報センター4階

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	学校教育課 0289-63-2239 市民情報センター4階

制度の名称	緊急保育の実施
支援の種類	保育サービス
制度の内容	被災により、児童の保育が困難な状況にある家庭に対し、緊急的に一時預かり保育を実施します。
活用できる方	被災した市内在住の家庭で、後片付け等の生活再建への取組により保育が困難な満10カ月から就学前までの児童
お問い合わせ	保育課 0289-63-2231 本庁2階

# 住宅等に関すること

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))								
支援の種類	貸付(融資)								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けします。</li> <li>●貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円(目安)</td> </tr> <tr> <td>貸付利子</td> <td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内(目安)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。</li> <li>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、鹿沼市社会福祉協議会にご相談ください。</li> </ul>	貸付限度額	250万円(目安)	貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
貸付限度額	250万円(目安)								
貸付利子	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)								
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯								
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1								

制度の名称	市営住宅緊急入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方は、市営住宅に優先的に入居できます。(原則3か月、最大12か月以内)
活用できる方	●居住用家屋が被害を受け、住居に困っている方
お問い合わせ	建築課 0289-63-2217 本庁4階

制度の名称	鹿沼市被災住宅復旧支援事業補助金								
支援の種類	助成・補助								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害により住宅が被害を受けた場合に、住宅の復旧工事を行った方に対し、補助事業に要する経費の3分の1以内で交付しますが、次の区分に応じて限度額を設けます。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>床下への浸水・土砂流入の被害を受けた方</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>床上への浸水・土砂流入又は同程度の被害を受けた方※1</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>突風・大地震・豪雪により被害を受けた方※2</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>過去5年以内に※1、※2に該当する被害を受け、補助金の交付を受けた方</td> <td>20万円</td> </tr> </table>	床下への浸水・土砂流入の被害を受けた方	2万円	床上への浸水・土砂流入又は同程度の被害を受けた方※1	10万円	突風・大地震・豪雪により被害を受けた方※2	10万円	過去5年以内に※1、※2に該当する被害を受け、補助金の交付を受けた方	20万円
床下への浸水・土砂流入の被害を受けた方	2万円								
床上への浸水・土砂流入又は同程度の被害を受けた方※1	10万円								
突風・大地震・豪雪により被害を受けた方※2	10万円								
過去5年以内に※1、※2に該当する被害を受け、補助金の交付を受けた方	20万円								
活用できる方	●自然災害により住宅が被害を受け、住宅の復旧工事を行った方								
お問い合わせ	建築課 0289-63-2217 本庁4階								

制度の名称	<b>住宅の危険度に関する相談</b>
支援の種類	相談
制度の内容	●地震等を受けた住宅等のうち宅地の安全が確認されているものについて、居住を継続した場合の危険の有無についての相談に応じます。
活用できる方	●被害が生じた住宅の所有者または居住者で住宅の安全性に不安のある方
お問い合わせ	建築指導課 0289-63-2242 本庁4階

制度の名称	<b>仮設建築物に対する制限の緩和</b>
支援の種類	規制緩和
制度の内容	●非常災害区域等における建築物の応急の修繕又は対象となる応急仮設建築物等の建築で、災害発生から1か月以内に工事するものは、建築基準法令の規定は適用されなくなります。 ※必ず担当課にお問い合わせくださいますようお願いいたします。
活用できる方	●被災者が自ら使用するため建築する、延べ面積30平方メートル以内のものを設置予定の方
お問い合わせ	建築指導課 0289-63-2242 本庁4階

## 生活サービス等に関すること

制度の名称	<b>日赤救援物資の配布</b>
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害により、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けた方、または避難が必要となった方に次の物資を支給します。 ・毛布 ・救急セット ・布団
活用できる方	●災害により、住家が被害を受けた方等
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1

制度の名称	<b>浸水家屋の消毒</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●浸水被害を受けた住居等の消毒を支援します。
活用できる方	●浸水被害にあわれた世帯の方
お問い合わせ	健康課 0289-63-8311 本庁2階

制度の名称	ボランティア袋等の無償配布
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害ごみのうち燃やすごみをごみステーションに出す場合に使用するボランティア袋を無償配布します。
活用できる方	●被災された方又は災害ごみを片付ける方
お問い合わせ	環境課 0289-65-1064 環境クリーンセンター2階

制度の名称	特定家電リサイクル料金の市費負担
支援の種類	減免・免除
制度の内容	●災害ごみである特定家電(テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機)リサイクル料金を市で負担します。 ※り災証明書又は被災証明書の提示が必要です。
活用できる方	●被災された方
お問い合わせ	資源循環課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階

制度の名称	災害ごみの受入れ及び回収
支援の種類	サービス
制度の内容	●災害により発生したごみ(災害ごみ)を、無料で環境クリーンセンターで受入れます。 平日8:30から11:50、13:00から16:20まで ●臨時集積所に集められた災害ごみを市で回収します。地域内で臨時集積所は、回覧でお知らせします。 ●災害ごみを出す場合は、可能な限り、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、特定家電、処理困難物に分別してください。 ●敷地内に流れてきた草等も引き取ります。 ●燃やすごみは、中身が見える袋等に入れてください。 ※住宅や物置の床・柱・壁等の建築材料は引き取れません。 ※り災証明書又は被災証明書の提示が必要です。(受入れの場合)
活用できる方	●被災された世帯の方
お問い合わせ	資源循環課 0289-64-3241 環境クリーンセンター2階

制度の名称	宅地内土砂回収
支援の種類	サービス
制度の内容	●水害等で宅地内に土砂が堆積した場合に、市で土砂を回収します。 ●宅地内の土砂は土のう袋に入れるか、土のう袋に入りきらない場合等は、敷地内に山積み(仮置き)し、お問い合わせ先に連絡してください。 ●土のう袋は、市で支給します。 ●土砂の中の「ごみ」は、取り出しておいてください。 ●回収日については、後日担当課から連絡いたします。
活用できる方	●水害等で宅地内に土砂が堆積した世帯の方
お問い合わせ	都市計画課 0289-63-2209 本庁4階

制度の名称	<b>災害ボランティアの派遣</b>
支援の種類	サービス
制度の内容	●災害により発生したごみの片付けなどをお手伝いします。 ※現地調査を実施した上で判断します。ご要望にお応えできない場合があります。
活用できる方	●被災された世帯の方
お問い合わせ	鹿沼市社会福祉協議会 0289-65-5191 鹿沼市万町931-1

制度の名称	<b>高齢者福祉センター利用料の免除</b>
支援の種類	利用料の免除
制度の内容	●床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、高齢者福祉センター温泉施設の利用希望者に一定期間入館料を免除します。
活用できる方	●床上浸水以上の被害にあわれた方
お問い合わせ	高齢福祉課 0289-63-2288 本庁1階

制度の名称	<b>前日光つつじの湯交流館の利用料の免除</b>
支援の種類	利用料の免除
制度の内容	●床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、前日光つつじの湯交流館温泉施設の利用希望者に一定期間入浴料を免除します。
活用できる方	●床上浸水以上の被害にあわれた方
お問い合わせ	観光交流課 0289-63-2303 本庁5階

制度の名称	<b>スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&amp;スパ利用料の免除(温泉施設)</b>
支援の種類	利用料の免除(温泉施設のみ)
制度の内容	●床上浸水の被害により、自宅での入浴が困難な状況にある方のうち、スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパ温泉施設の利用希望者に一定期間入浴料を免除します。
活用できる方	●床上浸水以上の被害にあわれた方
お問い合わせ	観光交流課 0289-63-2303 本庁5階



# 農業関係に関すること

制度の名称	<b>多面的機能支払交付金事業</b>
支援の種類	交付金
制度の内容	●交付金の範囲内で災害復旧事業に充てることができます。 上限:40万円
活用できる方	●多面的機能支払交付金の活動団体
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁舎5階

制度の名称	<b>農業災害復旧事業(土地改良施設)</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した堰・水路などの土地改良施設の復旧に対し国庫災害復旧事業を導入し支援します。 ●補助率:65/100
活用できる方	●被災された農業団体
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁舎5階

制度の名称	<b>農業災害復旧事業(農地)</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●被災した農地の復旧に対し国庫災害復旧事業を導入し支援します。 ●補助率:50/100
活用できる方	●被災された農業団体
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁舎5階

制度の名称	<b>市単独農業災害復旧事業</b>
支援の種類	補助
制度の内容	●市単独により農業災害復旧事業に対し支援します。 ●農地の復旧や施設の土砂撤去: 補助率:65/100、補助上限:65万円 ●施設の復旧: 補助率:80/100、補助上限:250万円
活用できる方	●被災された農業団体
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁舎5階

制度の名称	<b>市単独原材料支給事業</b>
支援の種類	原材料の支給
制度の内容	●市単独により災害復旧に要する原材料を支給します。 ●上限:20万円
活用できる方	●被災された農業団体
お問い合わせ	農政課 0289-63-2193 本庁舎5階

発行年月 令和6年9月

発行編集 鹿沼市 総合政策部 危機管理課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

TEL 0289-63-2158/FAX 0289-63-2143